

被災市町村への広範な資機材等の緊急支援 ー地方整備局災害対策本部による臨機の対応ー



2014年3月

土木学会建設マネジメント委員会
災害対応マネジメント力育成研究小委員会

被災市町村への広範な資機材等の緊急支援¹

ー地方整備局災害対策本部による臨機の対応ー

5

地方整備局は、大規模災害発生のような非常時には、平常時の業務を通じて組織的に保有している技術力、情報収集力、装備力等を被災地救助のために活用することが求められる。それは時として所管を超えるなど熟練の職員でも過去に経験したことのないものとなるが、その意志決定は全軍の指揮官だけではなく、現場の指揮官や上司不在時の責任者なども行わなければならない場合があり、その意味で誰もが直面する可能性があるものである。本編は東日本大震災における東北地方整備局災害対策本部において実施した前例のない被災市町村への広範な資機材等の緊急支援をケースとして取りまとめたものである。

15

東北地方整備局について

東北地方整備局の所管事項と体制

東北地方整備局は国土交通省の東北地方における地方支分部局（出先機関）²である。青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の6県にある主要な国道、河川、港湾等の整備や管理を所掌しており、仙台市にある本局では地域全体の事業計画立案や予算管理を、管内の41事務所や100出張所ではそれぞれの担当地域内の所管施設にかかる調査・設計、工事、維持管理等を実施している。職員数は約3,000人である。

¹本ケースは建設分野における災害対応力の育成を図るための教材として、東日本大震災での事例に基づき公益社団法人土木学会建設マネジメント委員会災害対応マネジメント力育成研究会が作成した。ケースは災害対応の適切または不適切な処理を例示するものではない。ケースの作成に際しては、東北地方整備局の原田吉信氏及び佐々木一夫氏のご協力をいただいたことを記し、感謝したい。

©JSCE.CMC.2014（2014年6月作成） 無断転載を禁じる。

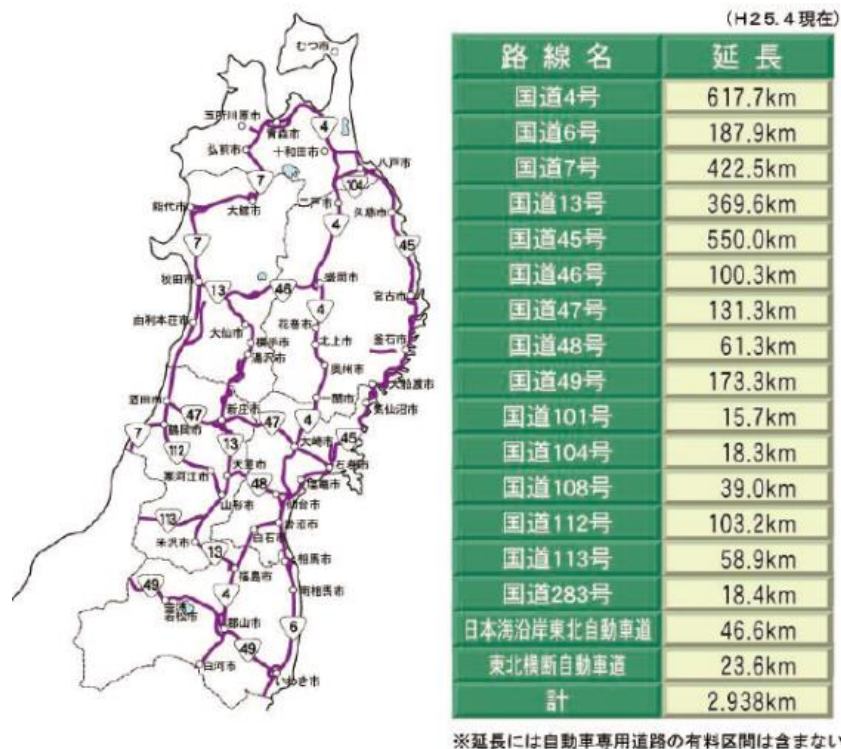
² 組織体制の詳細は巻末資料1を参照。

平常時の仕事の進め方

調査・設計などの業務や工事は、かつては国直営で実施していた時代もあったが、民間の技術向上に伴い、現在ではコンサルタントや建設業者に多くの実務を発注し、自らはその指導監督や検査を行うという仕事の進め方をとっている。これらの業務や工事の担い手は、大規模な工事や高度な技術力を必要とする業務は全国規模で営業展開している大手のゼネコンやコンサルタントであり、比較的小規模な工事や特殊技術を要しない業務は各地域で活動し、その地域を熟知している地元の建設業者やコンサルタントである。

仕事を進めるにあたっては、地方自治体が管理する施設との事業調整が必要となる。また、地方自治体との関係では、地方自治体が実施する事業に国が補助する、という関係も存在する。これらを通じて、地方自治体と地方整備局は本局、事務所、出張所の各レベルで密接な連携を保っている。

図 1：東北地方整備局が管理する国道



災害発生時の東北地方整備局の体制

地震や風水害などの災害が発生した場合、災害対策本部が設置³される。震度 5 弱や津波

³ 詳細（災害対策本部運営要領）は巻末資料 2 を参照。

警報（予想津波高さ 1m以上）で「警戒体制（本部長：企画部長）」、震度 6 弱や大津波警報（予想津波高さ 3m以上）で「非常体制（本部長：局長）」となる。

- 5 本局は大部分が築 56 年（当時）の老朽庁舎であるが、災害対策本部は平成 17 年 2 月に完成したばかりの災害対策室に置かれる。その構造は近く発生が懸念されていた宮城県沖地震を想定して十分な耐震性を備えたものになっている。自家発電機や上水用給水タンク、汚水タンク等を備え、大規模災害でライフラインが途絶しても活動できる備えである。
- 10 前面には大小 56 面のモニターを備え、一般のテレビ放送のほか、整備局が保有する防災ヘリコプターや管内各地約 1,800 箇所に配置した施設管理用カメラからの映像を映し出し、さらには東京霞ヶ関の国土交通本省災害対策本部ともテレビ会議が可能である。

地方整備局が保有する特殊な装備

- 15 災害対策用機械
- 各地方整備局では、所管施設が災害にあった時に備えて、特殊な機械を保有している。「照明車」、「衛星通信車」、展開すれば会議室になる荷台を備えた「対策本部車」、30～150 m³/分の排水能力がある「排水ポンプ車」、野営を支援する機能を持つ「待機支援車」などである。これらは専ら国土交通省が管理する施設の災害対応のためのものであるが、地方自治体から要請があった場合には派遣する場合もある⁴。
- 20

図 2：災害対策用機械の例



対策本部車

排水ポンプ車

（出典：東北地方整備局資料）

⁴ 詳細（災害対策用機械・通信設備管理運営要領）は巻末資料 3 を参照

通信網（マイクロ回線、光ファイバー網）

施設管理に伴う情報交換には、通常の NTT 回線のほか、専用の通信網を利用している。これには、マイクロ波による無線回線と光ファイバー網があり、独自に全国ネットワークを構成している。道路パトロールカーや官用車には、マイクロ回線網に繋がる「K-cosmos」という無線機が搭載されている。また、衛星通信車からマイクロ回線を経由し、NTT 回線に接続することも可能である。

10 東北地方整備局災害対策本部の初日

東日本大震災の発生と災害対策本部の立ち上げ

平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分、東北地方整備局本局の館内に緊急地震速報が鳴り響いた。そのとき北館 3 階の執務室にいた川嶋企画部長は、足元が掬われ立ってられない激しい揺れを生まれて初めて経験した。机上の書類はすべて床に散らばり、席の右側に置いていたプリンターは前方に飛んで行った。揺れは数分間続いたが、少し収まりかけたところを見計らい、散らばった書類を乗り越えて揺れで閉まった戸を開け隣接する企画課執務室に入った。固定していなかった本棚は傾き、天井パネルの一部が外れかけて埃の舞う室内では職員が蒼ざめた表情で机の下に身を隠していた。

20

図 3：庁舎の被災状況



（出典：東北地方整備局資料）

けが人が出ていないことを確認すると、川嶋はそのまま災害対策室に向かった。東北地方整備局の大部分の庁舎は築 56 年の老朽で、数年前の耐震補強工事のおかげで倒壊こそ免れたものの至る所に亀裂が入るなど被害は甚大であった。

- 5 川嶋が災害対策室に入ったときには、既に徳山局長以下多くの災害対策要員は到着し、騒然とした状況の中、前面の大型モニターに映し出される臨時ニュースを見入っていた。発災と同時に、東北地方整備局防災業務計画に従って災害対策本部が立ち上がり、徳山局長を本部長とする「非常体制」が取られた。(表紙写真参照)

10 防災ヘリコプターを無人で飛ばす

災害対策本部では、まず 4 県(青森県、岩手県、宮城県、福島県)と自衛隊に「リエゾン(情報連絡員)」を派遣した。これら機関の災害対策本部での情報を自らかき集めるとともに、地方整備局災害対策本部とのパイプ役となることがリエゾンの使命である。

- 15 本部が立ち上がってすぐ、熊谷防災課長が「ヘリを無人で飛ばします！」と報告してきた。「無人で飛ばす」とは、地方整備局職員の搭乗なしで、運航委託をしている会社のクルーだけで飛ばす、という意味である。防災課では、平成 23 年 1 月に「宮城県沖地震を想定したヘリコプターの運用計画(案)」⁵を策定し、運航委託会社との間に専用回線を引くなどの準備をしていた。熊谷は、この運用計画に従い直ちに約 30 分間の仙台市街地の調査飛行を実施するためヘリを離陸させることにしたのである。同時に、運用計画の次の段階である有人による本格的な調査飛行のため、原田企画部環境調整官を仙台空港に向かわせた。

- 25 専用回線で飛行の指示を受けた運航委託会社では、揺れで壊れた格納庫のシャッターを切り落とし、機能不能に陥った仙台空港管制から「自分の判断で安全を確認して飛んでよい」との了解を取り付けた。みちのく号は 15 時 23 分仙台空港から離陸し、沿岸部市街地や幹線道路である仙台東部道路、飛び立ったばかりの仙台空港などが津波に襲われる様子を映像で災害対策本部に伝えてきた。

⁵ 東北地方整備局の防災ヘリコプター「みちのく号」は、庁舎から車で約 40 分の仙台空港に駐機してある。地震発生から遅滞なく調査を開始するため、運用計画では搭乗する職員が仙台空港に到着するまでの時間を利用して運航委託先のクルーのみで仙台市街地の調査飛行を行い、その後一旦仙台空港に戻って職員を搭乗させたうえで本格的な調査飛行を行う段取りになっていた。運用計画の詳細については巻末資料 4 を参照。

図 4：防災ヘリコプター「みちのく号」と津波に襲われる仙台東部道路の映像



(出典：東北地方整備局資料)

5

間一髪で津波から逃れる

原田は、地震発生後すぐ、河川部、道路部の担当官とともに官用車に乗り込み、仙台空港へと向かった。今回のような大地震では、まず初動で防災ヘリコプター「みちのく号」を飛ばすことになっているが、原田らは初動の搭乗要員に予め指名されていた。

10

仙台空港までは通常時では高速道路で約 40 分であるが、市内の道路は停電による信号のシステムダウンの影響で混雑が始まっていた。なんとか最寄りの仙台宮城 IC にたどりつくつと、すでに一般車両は通行止めとなっていたが、管理事務所に事情を説明して通過させてもらった。高速道路はところどころに段差やひび割れがあったものの、大きな支障なく走行可能であった。しかし、仙台東部道路に入り、仙台空港 IC 手前の名取川に架かる橋梁に差し掛かった時、異変に気がついた。河口から大きな波が、堤防からあふれながら近づいてくるのが遠目に見えたのである。「何か大変なことが起こっている」と感じたものの、「とりあえず仙台空港まで行ってみよう」とそのまま車を走らせていた。⁶ 時刻は 16 時になろうとしていた。

15

20

仙台空港 IC の手前で官用車に搭載している K-cosmos が鳴った。「津波が襲ってきているので直ちに引き返せ！」という本局災害対策本部からの指示であった。仙台空港 IC のランプを下りると、その時点では特段の異常は認められなかった。しかし、指示通り車を U ターンさせ来た道を引き返し始めると、高速道路の上は先ほどまでと全く変わっていた。

25

200 名程の人々が道路上に立っており、こちらに向かって手を振っていたのである。

⁶ 浸水区域と高速道路等の位置関係は巻末資料 5 を参照。

車を止めると、全身ずぶぬれで手を血だらけにした人を抱えた数人が「病院に運んで！」と頼んできた。津波に流されてきたところを皆で救助したらしい。原田は最寄りの出先機関である仙台河川国道事務所に K・cosmos で連絡を取り、着替えや応急手当など受け入れ準備をさせた。事務所で被災者を引き継ぐと、原田らは局への帰途に就いた。被災者は体調不良を訴えたため、事務所で仙台市民病院まで搬送し、入院させた。あばら骨を折る重傷だったが、一命を取り留めた。

その頃仙台空港は津波に襲われ、陸の孤島となっていた。

10

図 5：高速道路上に避難する人々（仙台港北 IC 付近）



図 6：津波に襲われる仙台空港



（出典：東北地方整備局資料）

15

災害対策本部が行動方針を決定

東北地方整備局災害対策本部では激しい余震が間断なく続く中、初動対応が始まっていた。発災後直ちに太平洋側の4県や自衛隊にリエゾン（情報連絡員）を派遣したのをはじめ、本局や事務所の体制・管理施設の状況把握、対外的な情報発信窓口の一元化など、徳山局長自らマイクを持って職員を鼓舞しながら次々と指示を出していた。

16時頃、災害対策室の大型モニターにはNHKニュースやみちのく号からの津波映像が映し出されていた。黒い塊が畑やビニールハウスを飲み込んでいく様子は現実起こっていることとは信じがたく、災害対策室内に重苦しい沈黙が立ち込めた。

津波の映像を見て、川嶋は「仙台空港に向かった原田をすぐに呼び戻せ！」と熊谷に指示した。携帯電話は不通になっていたが、幸いK-cosmosは通じた。原田は「仙台空港ICでUターンして引き返す。」と返答してきた。

被害を受けている地域の状況把握は急務であった。しかし、三陸地域の情報は入ってこなかった。施設管理用カメラの映像は途絶え、みちのく号も厚い雲に遮られて北方面には飛行できなかった。

22時、依然として情報不足の中、大畠国土交通大臣以下幹部のほぼ全員が出席する本省災害対策本部とのテレビ会議に参加することとなった。徳山局長は、大畠国土交通大臣に対し、「おそらく今回の震災は津波型と考えられ、災害復旧に先立ち、沿岸部市町村の応援と救援ルートの確保が急務です。」と報告した。

図7：本省災害対策本部とのテレビ会議



（出典：東北地方整備局資料）

これに対して大畠国土交通大臣は、以下の指示を下した。

- 5 「人命救助を第一とし、被災地までの救援ルートを確保せよ。徳山局長は国土交通省の代表として、所掌にとらわれることなく、予算も気にせず、被災地と被災者が必要とすることに全力で当たるように。」

この指示を受けて、会議終了後、徳山局長は 12 日朝から以下の行動を開始することとし、そのための準備を夜の間に進めるよう指示を下した。

- 10 1) 情報収集
2) 被災地への緊急物資輸送ルートの確保（道路・港湾啓開）
3) 被災した市町村の支援

- 15 以後、これらは、組織が持つ力（技術力、情報収集力、装備力等）を最大限活用する形で遂行された。そしてそれは、前例やルールのない厳しい判断を迫るミッションの始まりだった。

被災市町村への広範な資機材等の緊急支援

20

伝えられた被災市町村の実態

- 25 3月12日、災害対策本部では防災ヘリコプターによる情報収集を開始する一方、県や自衛隊に加えて被災した市町村にもリエゾン（情報連絡員）を送り込み始めた。このとき市町村に派遣されたリエゾンには、本来の業務に加えて、市町村単独では解決できない問題に対し時には通常の業務の範囲を超えてでも対応する行動力、柔軟性、度胸が求められた。このためリエゾンには、内陸や日本海側の事務所から、判断できる立場にあり物怖じしない性格の者が充てられた。事務所との派遣調整は13日までに完了し、当面の措置として、14日までに人口規模の大きな14の市町村への派遣を完了した。

- 30 リエゾンは、積み上がったままの瓦礫を乗り越えたり、壊れた庁舎からの避難場所を探し出したりして役場にたどり着き、首長に面会した。被災市町村は電気・水道・通信といったライフラインが完全に絶たれ、外部からの情報もない中で孤立していた。

リエゾンが携行していた衛星携帯電話を首長に手渡し、東北地方整備局の災害対策本部に接続した。これにより、被災市町村の生々しい惨状が直接伝わって来ることとなった。

5 災害対策用機械の派遣（ミッション1）

3月13日になって、被災した市町村を支援するため、徳山局長は地方整備局が保有する全ての災害対策用機械を派遣するよう、機械班を所掌する川嶋に指示した。災害対策用機械は被災現場で必要となる機能を備えた特殊車両であり、これらを被災により失われた市町村機能の支援に充てようという意図である。例えば対策本部車は損壊した庁舎に代わる執務スペース、照明車は防犯や安全確保のための避難所周辺の明り取り、衛星通信車はテレビ映像や複数のNTT回線を確保するなどして被災市町村の災害対策業務を支援できる。

川嶋は、被災市町村に対してあらゆる手段を講じて緊急に支援しなければならないことを十分に理解していた。テレビ会議での大畠国土交通大臣からの指示や、リエゾンから伝えられた被災市町村の状況も知っていた。

しかし被災は、その時点でリエゾンの派遣調整が完了していた14市町村だけではなく、青森県から福島県まで管内太平洋沿岸の広範囲かつ多くの小さな市町村にまで幅広く及んでいることが想像できた。その数は優に30を超える。それに対してこのとき東北地方整備局が保有していた災害対策用機械は下表のとおりであり、自力で全ての被災市町村に対策本部車や衛星通信車を送り込むことは不可能であった。

全国からの応援はまもなく到着することが期待できたが、派遣は各地方整備局の判断で進められ、混乱の中、利用できる災害対策用機械の全貌を把握できていなかった。

さらにこの時点では、所管施設の被災状況についても完全には把握できていなかった。不安が川嶋の脳裏をよぎった。

表1 東北地整が保有する機械の台数

災害対策用機械	台数
対策本部車	6
待機支援車	4
衛星通信車	4
照明車	29
排水ポンプ車	45

（出典：東北地方整備局資料）

「本来、災害対策用機械は被災現場に派遣するものだ。全ての災害対策用機械を市町村に派遣してしまえば、大きな被災箇所が見つかった時に対応できなくなるかもしれない。しかも、局長が言うように全ての機械を派遣したとしても、被災市町村を全てカバーできるわけでもない。しかし一部の機械を残せば、支援できる市町村はそれ

5

これまで被災市町村からの要請を受けて機械を派遣する場合はあった。しかし今回は、通信が途絶していた状況を考えれば当然ではあったが、そのような要請は来ていなかった。この時点での派遣は明らかに運用ルールに反するものである。派遣に係る費用を誰が負担

10

「ぐずぐずするな！ これは時間との戦いだ！」

急き立てる局長の声を背に、実行責任者としての川嶋は考え込んだ。

15

図 8：東北地方整備局が保有する災害対策用機械



衛星通信車



照明車

(出典：東北地方整備局資料)

20 緊急支援物資の調達（ミッション2）

衛星携帯電話を通じ、ある首長は、徳山局長に次のように訴えた。

「燃料がないため、ご遺体を火葬できない。一時的に土葬にするしかないが、ご遺族は顔に土をかけるのに忍びないと泣いている。ご遺体を収容する棺桶を調達できないか？」

25

被災市町村からは、食糧、日用品、燃料等から、流された庁舎に代わる仮庁舎まで、あらゆるものが不足する窮状が伝わってきた。

- 5 この状況を受けて、3月13日、徳山局長から澤田副局長に対し「物資調達班」を組織するように指示が下りた。これを窓口とし、日常業務を通じて関係のある建設業団体（（社）日本土木工業協会（土工協、現：（一社）日本建設業連合会）、（社）日本道路建設業協会（道建協））の全国ネットワークを通じて緊急支援物資を調達、被災市町村に届けるよう調整を進めることが急務とされた。澤田副局長は原田環境調整官を班長に指名し、佐々木総括工事検査官や高橋事業調整官など企画部次長クラス⁷を中心に物資調達班を立ち上げた。
- 10

- 班員に指名された者は皆途方に暮れた。災害救助法⁸では食料や日用品など緊急物資の調達は都道府県の責務であり、国土交通省は明らかに所掌外である。建設業団体に対して物資調達を強要することはできない。依頼できたとしても、支払いできる目途は立っていなかった。大畠国土交通大臣や徳山局長の指示とはいえ、本当にやっていいのか、会計はどうするのか、班内でも不安を口にするものが多く、意思統一は容易ではなかった。
- 15

- このとき、原田は初日の地震発生後すぐに仙台空港に向かった車で目にした光景を思い浮かべていた。津波に飲まれる市街地、ずぶぬれ血まみれで救助された人……。
- 20

「やれることをやるしかない！」

- 原田は、物資調達班の拠点となった企画部長室に土工協の渉外担当である横山を招いた。原田は横山をよく知っていた。日頃よりコンプライアンスに厳しく「石橋をたたいても渡らない」ほどの堅実な性格で知られており、それ故に加盟企業からも信頼の厚い人物であった。
- 25

原田はおもむろに話を切り出した。

- 30 「被災市町村に緊急支援物資を送り届けてくれないか？」

⁷ 企画部の組織については巻末資料1を参照。

⁸ 災害救助法の詳細は巻末資料6を参照。

横山は尋ねた。

5 「物資の調達には費用が掛かります。インフラ整備を所掌する国土交通省に、支払い
ができるのですか？」

被災市町村へ支援物資を届けることの緊急性・重要性は横山も十分に理解していた。しかしそれに要する費用は前例のない規模になるだろう。支援がいつまで継続するのも見当がつかない。持ち出しが数億円、十数億円に及ぶかもしれない。加盟企業の負担を考えると、横山の一存で簡単に「はい、わかりました」と即断できる内容ではなかった。

10

原田は静かに答えた。

15 「支払いの目途は立っていない。」

横山は重ねて言った。

「日頃から適正な入札契約を指導する立場にある地整が、「金はないが物を出せ」と言われるのですか？」

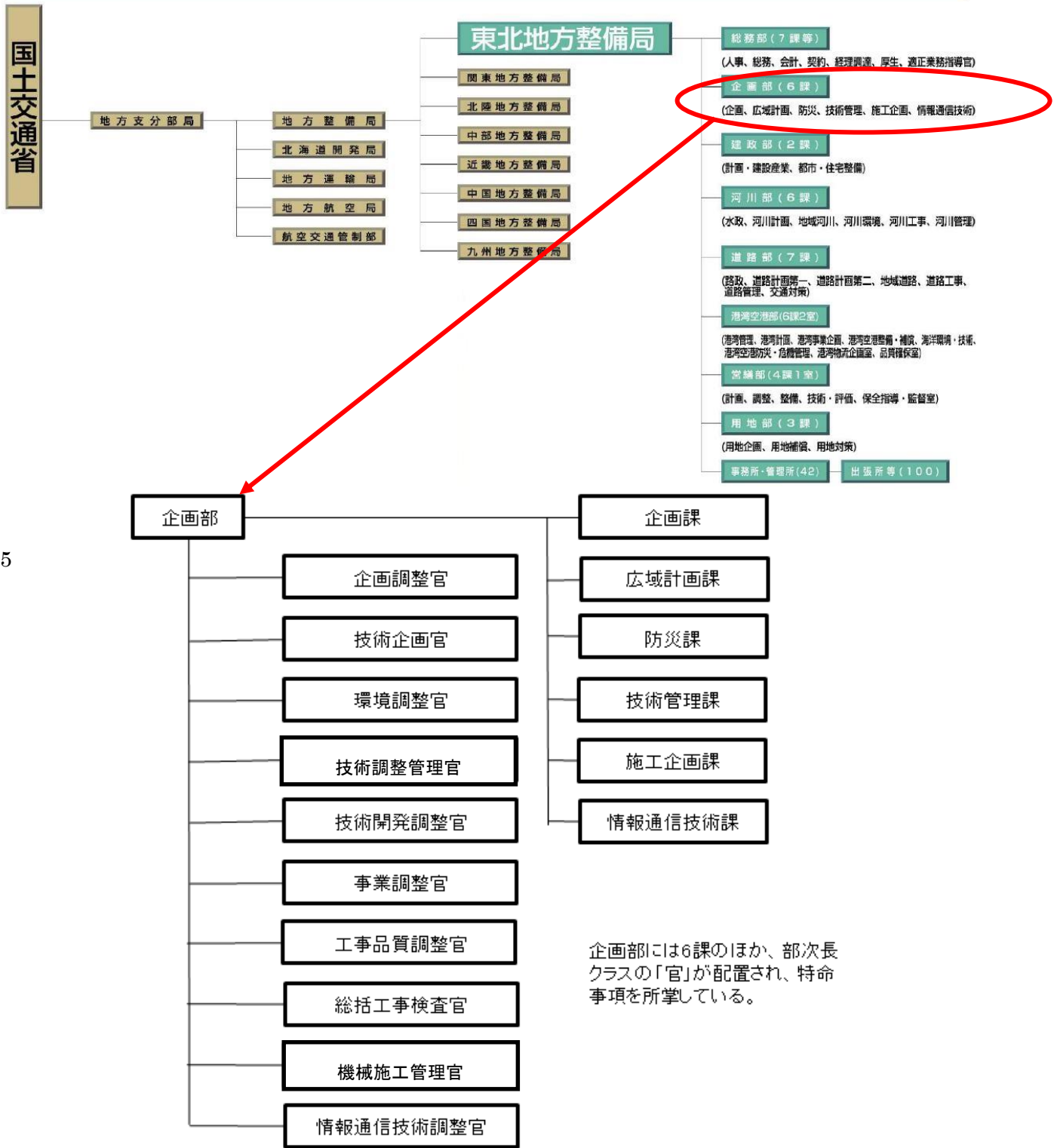
20

原田は声を荒げた。

「被災地のため、今はボランティアでも、やってもらうしかない！」

25 二人は机を挟んで対峙した。

巻末資料 1：東北地方整備局の組織（平成 23 年 3 月当時）



巻末資料 2：東北地方整備局の災害対策本部運営要領（抜粋）

（目的）

第1条 この運営要領は、東北地方整備局防災業務計画に基づき、東北地方整備局の災害対策本部（以下「本部」という。）の円滑な運営を図るため本部の組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

（組織）

第2条 本部は、本部長、副本部長、本部員、本部員付、室長及び室員をもって組織し、各体制毎の編成は別表－1によるものとする。

2. 本部長は、局長とし、本部を統轄する。
3. 副本部長は、副局長をもってあて、本部長を補佐する。
4. 本部員は、総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長をもってあて、本部員付及び室を指揮統轄する。
5. 本部長に事故等があるときは、本部長の業務を副本部長、本部員が代行することができる。
6. 本部員付は、本部長、副本部長又は本部員の命を受け、災害対策業務を行う。
7. 室長は、室員を指揮監督し、災害対策業務を行う。
8. 室員は、災害対策本部体制編成表の各室に属し、室の業務に従事する。
9. 本部長以下各班長までの代行順位は、別表－2に規定する。
10. 本部長は本部設置と同時に支援支部を設置することができる。支援支部は東北技術事務所に設置し、本部長の命を受け支援業務を行う。

（本部の設置及び体制）

第3条 局長は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合等は、別表－3の災害対策本部設置基準により本局に本部を設置し、以下の体制を発令する。

ただし、災害対策本部の構成（別表－1）及び災害対策本部各室毎の対応の要否（別表－4）等は、災害の種類、規模に応じて変更し柔軟な対応を図るものとする。

注意体制・・・注意体制とは災害が起こりうる事象が発生し、または軽微な災害が発生した場合にとる比較的少人数で災害に対応するための配置体制

警戒体制・・・警戒体制とは大きな災害が起こりうる事象が発生し、または比較的大きな災害が発生した場合にとる交代要員を考慮した配置体制

非常体制・・・非常体制とは大規模な災害が起こりうる事象が発生した場合、または重大な災害が発生した場合にとる災害対応の長期化を考慮した配置体制

2. 本部の設置場所は、警戒体制以下にあたっては局内執務室等とし、非常体制にあたっては、原則として本局二日町庁舎災害対策室に設置するものとする。
3. 勤務時間の内外を問わず、本部が設置された場合は、各室各班の班長は速やかに別表－1及び4の各体制に基づき必要人員を確保するものとする。

巻末資料 3： 東北地方整備局災害対策用機械・通信設備管理運営要領（抜粋）

（目的）

第 1 条

- 5 この運営要領は、「東北地方整備局防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）に基づき、災害対策用として保有する災害対策用機械・通信設備（以下「機械・通信設備」という。）の管理及び運営について必要な事項を定め、円滑な災害対策に資することを目的とする。

10 （使用範囲）

第 3 条

「機械・通信設備」は、次の各号に掲げる場合に使用できるものとする。

一災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合等、当該現地において応急対策の指揮、連絡、広報活動及び復旧作業等のための出動又は現地待機が必要と認められるとき

- 15 （以下「災害使用」という。）。

二「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せ」に基づき、自治体等から要請があったとき。

（三 以下略）

20 （管理及び経費）

第 4 条

「機械・通信設備」の管理は、配備事務所長等が管理するものとする。

ただし、前条各号の規定による使用時は、使用する事務所長等が管理するものとする。

2 「機械・通信設備」の管理に要する経費は、配備事務所等が負担するものとする。

- 25 ただし、前条各号の規定による使用時は、使用する事務所等が負担するものとする。

（3 以下略）

（災害使用）

第 5 条

- 30 「機械・通信設備」を災害使用するときは、（中略）「各種対策本部」の長（以下「本部長」という。）が出動等を指示するものとする。

ヘリコプター初動調査時系列表(予測スケジュール)

発着12:00	発着後3時間					日没
	～13:00	～14:00	～15:00	～16:00	～17:00	
ほっかい号	飛行準備 50min	移動飛行 1.0h (丘珠空港～函館空港)	準備 40min (給油)	調査飛行 1h50min (函館空港～青森県沿岸部津波被害調査～花巻空港)	花巻空港で待機	
みちのく号	飛行準備 40min (仙台市街地)	移動飛行 30min (仙台市街地)	調査飛行② 往路 2h20min (仙台空港～岩手県・宮城県沿岸部津波被害調査～青森県境)	調査飛行② 復路 1h20min (仙台空港～帰航のみ)	仙台空港で待機	
あおぞら号	飛行準備 30min	移動飛行 50min (東京(羽)-本荘～関東(羽))	調査飛行 1h40min (関東(羽)～本荘～仙台空港)	準備 40min (給油)	調査飛行 2.0h (仙台空港～栗駒山系砂防調査～仙台空港)	仙台空港 待機
ほくりく号	飛行準備 1.0h	移動飛行 1.0h (新潟空港～仙台空港)	準備 40min (給油)	調査飛行 2h30min (仙台空港～鳴瀬川・北上川・国道4号調査～花巻空港)	花巻空港で待機	

第2日目		～8.00	～9.00	～10.00	～11.00	～12.00	～18.00
ほっかい号	調査飛行 20h (花巻空港～栗駒山系砂防調査～花巻空港)	以降ほっかい号は砂防関係の被害調査に使用する。					
みちのく号	調査飛行②往路 2h20min (仙台空港～岩手県・宮城県沿岸部～青森県境)	調査飛行②復路 1h20min (仙台空港～帰航のみ)		以降みちのく号は岩手県の東部被害状況の調査に随時使用する。			
あおぞら号	仙台空港で待機(基本的に本省使用とする。)						
ほくりく号	調査飛行 2h30min (仙台空港～鶴岡川・北上川・国道4号調査～花巻空港)	以降、ほくりく号は道路・河川・地層の揺れによる被害状況調査に随時使用する。					

みちのく号は他地方整備局からの応援へりとともに調査飛行を実施。
 発災後、直ちに離陸し仙台市街地の調査飛行を実施した後、一旦仙台空港
 に戻り、整備局職員の搭乗後再び調査飛行に飛び立つ段取り。

巻末資料 5：震災直後の仙台空港周辺の状況

東北地方整備局



災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

1 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋 葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の捜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2) 救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2) 国 庫 負 担：(1) により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	90/100

7 災害救助基金について

(1) 積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間に於ける都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額 500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

被災市町村への広範な資機材等の緊急支援

5 ー地方整備局災害対策本部による臨機の対応ー

事前設問：

- ◎ 本ケースでは、原田らは地整からの「引き返せ！」の連絡を受け、Uターンして高速道路を戻る途中、高速道路上に避難していた人から負傷した人を預かり、救助しました。
- 10 もし、地整からの連絡を受ける前、「調査飛行」というミッションを遂行するための仙台空港に向かう高速道路上で、避難している人に遭遇し、負傷した人を「病院に運んで！」と要請されたら、あなたはどのように行動しますか？ それはなぜですか？
- ◎ 川嶋は、所管施設の被災状況や他地整からの応援部隊の全貌が把握できず、被災市町村からの要請も無い段階で、局長から直ちに全ての災害対策用機械を被災市町村に派遣するよう指示を受けました。あなたが川嶋の立場であったならば、どのように対応しますか？ それはなぜですか？

20

25

初版：平成 26 年 3 月 改訂：平成 28 年 5 月
